公益信託はぎ大学支援市民基金第十六期決算公告

一、事業概要
　萩市内在住の四年制大学に在籍する留学生十四名に奨学金合計二十一万四千二百円を給付した。
二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）
資産合計　二、八八二、七五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　二、八八二、七五一円
　平成二十七年七月十日
　山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
　公益信託はぎ大学支援市民基金
　受託者　株式会社山口銀行

公益信託恩村重成奨学基金第二〇期決算公告

一、事業概要
　山口県の高等学校を卒業して大学に進学した者に対する奨学金育英事業として、奨学生七名を対象に奨学金合計二百六十二万八千円を給付した。
二、財産目録（平成二十七年三月三十一日現在）
資産合計　五四、七二〇、三五七円
負債合計　〇円
正味信託財産　五四、七二〇、三五七円
　平成二十七年七月十日
　山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
　公益信託恩村重成奨学基金
　受託者　株式会社山口銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道札幌市中央区南一九条西一〇丁目一二一一番地、最後の住所札幌市厚別区厚別東四条二丁目二番一―三〇一号
　被相続人　亡　下谷　睦夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地南大通ビルアネックス五階よつば法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　阿部　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍新潟県佐渡市竹田四八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遠藤　秀高
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　新潟県佐渡市原黒三三三番地一三
　相続財産管理人　司法書士　小池　一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍三重県桑名市内堀二七番地、最後の住所三重県四日市市大字日永五〇三九番地　総合診療センターひなが寮
　被相続人　亡　南川眞紗子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　三重県桑名市寿町二丁目三一番一二号　三交桑名駅前ビル三階
　相続財産管理人　弁護士　辻　龍範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍大阪府河内長野市美加の台一丁目二九番、最後の住所大阪府河内長野市荘園町二七番一三号　被相続人　亡　竹原　艶子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　大阪市中央区難波三丁目七番一一号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階
　相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都足立区足立二丁目一三〇四番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡上富田町生馬五一九番地の六　被相続人　亡　渡辺　和三
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　和歌山県西牟婁郡白浜町一四一六番地の一島テナント三号
　相続財産管理人　栗林　秀成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍熊本市南区海路口町三六八四番地、最後の住所熊本市南区海路口町三六八四番地
　被相続人　亡　岡本　昭紘
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十七年七月十日
　事務所福岡県大牟田市上官町四丁目一四四番地　司法書士法人くぬぎ事務所
　相続財産管理人　甲斐田誠義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍熊本県水俣市百間町一丁目三番、最後の住所熊本県水俣市百間町一丁目三番一七号
　被相続人　亡　矢田　泰郎
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

　宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
　下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
　平成27年７月10日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①オリックス銀行株式会社　②届出第20号　③代表取締役　潮明夫　④東京都港区芝３丁目22番８号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都港区芝３丁目22番８号　オリックス銀行株式会社　代表取締役　潮明夫

①株式会社関東エステート　②神奈川県知事(1)第8290号　③代表取締役　市村秋光　④旧神奈川県川崎市多摩区生田３―２―38　新神奈川県相模原市南区南台５―４―21　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区南台５―４―21　株式会社関東エステート　代表取締役　市村秋光

①株式会社来器　②愛知県知事(2)21257　③代表取締役　木村賢子　④名古屋市中区新栄一丁目22番19号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市中区新栄一丁目22番19号　株式会社来器　代表取締役　木村賢子